

125

令和四年六月十日提出  
質問第一二二五号

高速道路料金の見直しに関する質問主意書

提出者  
青山大人

## 高速道路料金の見直しに関する質問主意書

我が国において道路は無料公開が原則のところ、高速道路は戦後の財政難を背景とした例外措置として、償還主義のもと有料とされている。償還期間は当初予定されていた期間から延長が繰り返され、現在では、老朽化対策の財源確保の為としてさらに償還期間が延び、二〇六五年までとなっている。

一方で、昭和五十年代、六十年代にもすでに国会質疑で、償還期間の延長や永久に有料化となるのではないかと懸念の指摘があった。

二〇一四年より、道路法等に基づき道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、五年に一度、近接目視で点検を行うこととされ、その結果として、修繕をしても十分に耐久性が回復しない事例があること等が判明しており、構造物の劣化を正確に予測することは困難であるとされている。今後、更新事業等を追加で行う必要性が指摘されており、現在の償還期間が延長される可能性もある。

なお、そもそも憲法第二十二條では移動の自由が保障されていることから、本来の道路無料公開を一刻も早く実現すべきという指摘がある。

そこで、以下質問する。

償還期間が何度も延長され、将来、高速道路は無料になるという説明に対する不信感が高まり、昨今は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域の観光業をはじめ地域経済が疲弊している。

高速道路建設の目的は、国土を広く開発し、都市集中ではなくバランスのとれた国土をつくり上げるため、地域相互間の交流を円滑にすること、とのことである。

しかし、現行の高速道路の通行料金制度の設定では、地域相互間交流円滑化、ひいては、地方活性化の視点を欠いており、この目的は達成できていない。

したがって、高速道路料金の一部区間無料化や定額制にする等、料金を道路利用促進の観点から見直す必要があると思うが、政府の取組、検討状況を伺う。

右質問する。